

静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めることとする。

1 委託業務の目的

本事業は、海外での販路拡大を目指す地元クリエイターに対し、海外のデザイナーとの相互の交流を通じた海外嗜好を取り入れた新たな試作品の制作及び海外現地における作品のテストマーケティング、そのアフターフォロー等常設的な販路獲得に至るまでの一貫したサポートを行うことで、クリエイターが経済的に自立・発展していくための基盤を作ることを目的とする。

2 委託業務

(1) 業務名

令和7年度 経商産政委第6号

静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(4) 契約上限金額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い。ただし、市が認めるときは委託料の一部を前金払とすることができる。

3 参加資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たしていることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- （3）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- （4）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- （5）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （6）静岡市内に本社、本店等を有する者であること。
- （7）静岡市の地場産業や伝統工芸に携わるクリエイターと連携した作品制作の実績および、海外デザイナーと連携した作品制作の実績があること。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和7年 3月27日（木）	産業政策課ホームページ上で公開します。
質問受付期間	3月27日（木）から 4月1日（火）正午まで	質問票【様式5】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
質問に対する回答	4月7日（月）午後5時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書の提出 (プロポーザル参加 申請書等提出書類一式を含む)	4月21日（月）午後5時まで 土日及び祝祭日を除く午前8時30分 から午後5時まで	専用フォームから提出
ヒアリング審査	4月25日（金）午後1時～午後3時	※詳細は、「8」記載のとおり

審査結果の通知	4月28日（月）中	参加した各者すべてに通知します。
---------	-----------	------------------

※ 審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続を開始します。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLから提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けません。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/977211>

- (1) 受付期間 令和7年3月27日（木）から
令和7年4月1日（火）正午まで
- (2) 回 答 回答を作成し、令和7年4月7日（月）午後5時以降にホームページに掲載します。

6 提出書類等

(1) 提出書類

- ①参加申請書【様式1】
- ②会社概要書【様式2】＊個人の場合は準用してください。
- ③業務実績報告書【様式3】
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- ⑤商業登記簿謄本
- ⑥貸借対照表、損益計算書（直近1年分）
- ⑦納税証明書（1部）（直近3か月以内のもの）

※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

※市税：静岡市の納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑧企画提案書

⑨見積書

※見積上限額5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を超えないこと。

※見積金額は税込で記載のこと、内訳を記載し、代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

上記（1）の提出書類については、以下URLから提出してください。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/977247>

7 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式等

- ① 用紙サイズはA 4 番を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 企画提案書は専用フォームから提出してください。
- ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF 形式としてください。
- ④ 提案書のページ数制限はありませんが、15 分で説明できる内容としてください。

8 ヒアリング審査について

(1) 実施日

令和7年4月25日（金）午後（詳細な時間は、別途通知する。）

(2) 開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5 階 53会議室（静岡市清水区旭町 6 番 8 号）

※ご案内しますので、清水庁舎 5 階 産業政策課へお声かけください。

(3) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：5 分
 - イ 説明：15 分
 - ウ 質疑応答：10 分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3 名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

(2) 評価者

本市が設置する静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙 2）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも25点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が7割を下回った場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出していただいた提出書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問い合わせ先）

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階

（3月中）経済局 商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

T e l : (054) 354-2313

（4月以降）経済局 商工部 産業政策課 企画係

T e l : (054) 354-2313

F a x : (054) 354-2132

E-mail : sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本事項	① 事業推進コンセプト	提案趣旨が的確か。成果の期待度、実現性はどうか。手順の明確性はどうか。	5点	× 1	5点
	② 年間スケジュール	・実現可能なスケジュールか。 ・余裕を持った適切なスケジュールか。	5点	× 1	5点
業務内容等	③ 海外展開支援ビジョンの構築と推進戦略	海外展開や商品流通に至るまでの手法等は明確で実現可能なものかつ、波及効果が望めるものか。	5点	× 1	5点
	④ 市内クリエイターと海外デザイナーとのマッチング及び試作品の制作	市内クリエイターと海外デザイナーとのマッチング及び試作品の制作を確実に適切に行うことができるスキルやネットワークを有しているか。	5点	× 2	10点
	⑤ テストマーケティングの実施及びアフターフォロー	・テストマーケティングに関する提案は具体的かつ効果的なものとなっているか。 ・テストマーケティング後のアフターフォローは効果的なものとなっているか。	5点	× 1	5点
	⑥ 市内クリエイターの海外テストマーケティング参加プログラム	市内クリエイターの現地テストマーケティングへの参加など、今後の海外展開の参考となるような効果的な提案となっているか。	5点	× 2	10点
	⑦ 過去の本事業参加者の販路開拓支援	過去の参加事業者の販路開拓について、常設的な販路獲得に至るまでの一貫したサポートを行うような効果的な提案となっているか。	5点	× 1	5点
体制構築	⑧ 関係者間のコミュニケーションの確保、実施体制	関係者間のコミュニケーションを円滑に行う方法や実施体制は適切か。	5点	× 1	5点
審査合計点					50点